

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大分県

2 構造改革特別区域の名称

大分県児童発達支援センター安心安全給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

大分県全域

4 構造改革特別区域の特性

大分県は九州の北東部に位置し、北側は周防灘、東側は伊予灘、豊後水道に面しており、福岡県、熊本県、宮崎県と隣接している。

西部の久住連山、南部の祖母・傾山など山地の占める割合が大きく、北部の中津平野、中部の大分平野、南部の佐伯平野など平野部は限られた地域に分布し、南部の日豊海岸にはリアス式海岸が発達するなど起伏に富んだ地形であり、気候は全体として温暖で、自然災害も比較的少ない。

人口は約118万人、世帯数は約48万世帯であり、昭和60年以降、東京一極集中や過疎化の進行等により減少傾向が続いている。

早い時期から高齢化が始まり（昭和35年度国勢調査での高齢化率7.1%）、全国平均を上回るスピードで進行し、昭和63年には14%を超え高齢社会に入り、平成10年には20%を超え超高齢社会に入った。平成25年3月1日現在の高齢化率は27.59%（総務省統計局資料 平成25年度住民基本台帳年齢別人口（都道府県別）より集計）で全国11番目の高齢県となっており、この傾向は今後も続くと予想される。

過疎化・高齢化が進む本県においても人口減少、少子化、地方分権の推進、広域的な行政ニーズや構造改革への対応のため平成17年1月から平成18年3月にかけて急速に市町村合併が進み、58市町村が18市町村へと再編されたが、このうち16市町村が過疎市町村又は過疎地域を含む市町村であり、周辺地域における福祉サービスの維持・確保の問題も表面化してきている。

このような状況の中、障がい福祉の分野では、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする「大分県障がい者基本計画（第4期）」を策定し、地域で共生する社会の実現、自立生活の実現、利用者本位と主体的な選択、障がい者差別のない社会の実現をキーワードに、住み慣れた地域で障がいのある方もない方もともに安心して暮らしていける社会の実現を目指しており、また、平成21年3月に策定した「新おおいた子ども・子育て応援プラン」（計画期間：平成22年度～平成26年度）では、「子育て満足度日本一」を目標に掲げ、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援の充実として、特に障がい児については、障がいの早期発見及び早期療育

等の取組を推進することとしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

身近な地域における障がい児の療育の拠点として期待される施設である児童発達支援センターの本県における設置状況は、平成24年度の時点で6障がい福祉圏域のうち3圏域に全7施設が集中するなど地域的な偏在が大きかったため、平成25年度から各障がい福祉圏域に最低1カ所の設置を進めるよう県が主導して取り組んだ結果、平成26年8月1日現在で13施設、全体の利用定員が208人となっており、今後、地域の実情に応じて引き続き設置の推進を検討していくこととしている。

このような状況のもと、定員が5人～10人の規模の小さい児童発達支援センターでは、給食提供を行う対象児童が少なくなっており、こうしたセンターでも給食を提供する場合は自施設内調理によることとなるが、そのための職員の配置、食材の調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面で負担が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業者にとっても参入の障壁になっている。

給食センターや関連する施設で調理したものを外部から搬入すること又は関連する施設との一体的な給食調理を可能にすることで、給食調理業務の効率化・安定化が図られ、人的資源等を食育の推進や療育事業の充実に充てることができ、さらには新規参入の促進にも寄与し、大分県の障がい児福祉を向上させることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入を実施することにより、経費節減及び事業運営の合理化が図られることから、児童発達支援センターの経営の安定や食育の推進、療育事業の充実などサービス水準の向上につながり、身近な地域における療育の拠点としての機能を十分に発揮させ、障がい児サービスの充実を実現する。

併せて、新たに児童発達支援センターを開設しようとする事業者にとっては、より参入しやすくなることから、同センターが不足する地域での新規開設を推進し、県内各地域における療育の拠点の拡充を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

児童発達支援センターにおける給食を外部搬入方式にすることにより、事業運営の合理化、経営の安定やサービス等の向上が図られることで、身近な地域における療育の拠点の一層の拡充が進み、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援の充実や、障がい児者の地域生活の推進による地域の活性化、新規事業者の参入による雇用の創出などの効果を得ることができる。

また、児童発達支援センターで食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な栄養バランスのとれた食物を安定的に提供することができ、利用児童の健やかな成長を促すことができる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

大分県内の児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの給食について、民間事業者等において給食調理を実施し、外部搬入を行う。搬送は当該民間事業者等が行う。配送に当たっては、児童発達支援センターと調理業務を行う民間事業者等との位置関係、提供する給食の形態等の状況を踏まえながらクックサーブ等の基準を満たすよう、適切に管理し、配送する。

なお、きざみやアレルギー除去等障がい特性への対応については、児童発達支援センター調理室にて行う。

5 当該規制の特例措置の内容

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の実施に当たっては、構造改革特別区域における留意事項を遵守する。

(1) 環境整備

当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センターの定員数、調理室の状況については以下に示すとおりである。調理室は、保存、配膳、冷蔵・冷凍、再加熱、離乳食、アレルギー除去食等利用児童個々の特性に合わせた対応を行うための必要な調理機能を有する。

なお、今後特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センターがある場合には、その施設の状況、利用者の状態等を踏まえ、適切な調理機能を整備させる。

また、児童発達支援センターは、提供する給食について必要な栄養素量を確保するため、児童発達支援センターあるいは受託業者（搬入元と搬入先の児童発達支援センターが同一法人による運営である場合の搬入元施設を含む。以下同じ。）に栄養士を配置し、受託業者に対し、栄養管理について報告させる。なお、報告を受けた際には、調理現場の訪問等により履行状況の確認、指示を行えることとし、児童発達支援センターの食育や摂食の方針を受託業者と共有し、食材の選択や調理の方法について協議する。

その他、当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制についても整備する。

(2) 利用児童に応じた対応

給食は昼食1回とし、利用児童の発達の段階に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、利用児童の障がいの特性に合わせた切碎等の加工を行う。また利用児童の障がいの特性によって、例えば麺をおかゆに切替えるなど、可能な範囲で個別の対応を行う。

食物アレルギー児については、年1回以上保護者から提出される医師の診断書の指示内容に基づき、除去食（一部代替食）を提供する。体調不良児への対応は、一人一人の子どもの体調を把握し、それぞれに応じて調理形態を工夫した食事と水分補給に配慮するなど、利用児童の年齢や発達の段階、それぞれの障がいの特性等に応じた食事の提供、アレルギーやアトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障がい児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができるよう、個別対応マニュアルを作成し対応する。また、定期的に食事の様子を観察し、必要に応じて保護者等との面接を行ない的確な対応を行う。

また、検食については毎回利用児童に提供する前に職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか、適切なものとなっているか等を確認し、検食日誌として記録を保管する。原材料及び調理済食品は必要量を採取し冷凍庫で2週間保存する。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日付社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）第4の2の規定を遵守し、二重保温食缶や冷凍ボックス等を使用して専用の車両で搬送するとともに、献立によっては、再加熱するなど、保健所等関係機関からの助言指導を受け、常に衛生管理を徹底する。

(4) 委託契約等の締結

特例措置による外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められるが、搬入元と搬入先の児童発達支援センターが同一法人による運営である場合には、当該法人において、両施設（事業所）間で本事業の実施に関して現行の調理業務の委託・受託に係る基準の内容を担保するための規程を整備することとし、当該法人の責任の下で、両施設間の緊密な連携及びあらゆる場面での強い協力関係を保ちながら事業を実施する。

なお、搬入元が搬入先の児童発達支援センターを運営する法人と異なる法人格を有する場合には、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守するとともに、原則どおり委託契約の締結を行うこととする。

また、児童発達支援センターの調理業務を委託するにあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年

3月31日障発第0331011号)」の3(2)中にある、「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」とする部分、また、(3)部分を遵守することし、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保する。

(5) 食を通じた子どもの健全育成(食育)

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成(食育)については、「大分県食育推進計画～”うまい・楽しい・元気な大分”を目指して～」及び各市町村の食育推進計画を基本とし、障がい児ごとに作成する通所支援計画の中に、障がい児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障がいの特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこととする。

【搬入先：児童発達支援センター(なごみ園)の調理室の概要】

面 積：7.93㎡

職 員 数：調理員1名(児童指導員又は保育士が兼務)

調理設備：流し台、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット、ガスコンロ、電気炊飯器、作業台

【搬入元：保育所(いぬかい保育園)の調理室の概要】

面 積：34.78㎡

職 員 数：栄養士1名、調理員3名

調理設備：ガスコンロ、ガスオーブン、電解水生成装置、電子レンジ、配膳台、乾燥機、流し台、冷凍冷蔵庫、炊飯器、食缶、台車、収納棚、食品庫

【当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センター(なごみ園)の利用定員及び調理食数】

調理事業者 児童発達支援センター運営法人(社会福祉法人 萌葱の郷)

※同法人が運営する保育所(いぬかい保育園)調理室で調理

利用定員 5名 うち、給食を提供する児童 4名

職員数 11名(うち、非常勤職員5名)

【配送計画】

時 刻	搬入元 保育所 (いぬかい保育園)	搬入先 児童発達支援センター (なごみ園)
午前 9時30分	調理作業開始	
午前 11時00分	調理完了(配送準備を含む)	
午前 11時05分	なごみ園へ配送開始	
午前 11時15分	検食	いぬかい保育園から搬入 必要に応じ再調理 検食
午前 11時30分	配膳、給食開始	配膳、給食開始
午後 12時30分	下膳	下膳
午後 1時50分		いぬかい保育園へ搬出
午後 2時00分	なごみ園から回収完了 食器等洗浄作業開始	